

令和4年2月4日

第2回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 2 号

令和4年 第2回 定例会

日時：令和4年2月4日（金）午後2時

場所：区議会第二委員会室（Web 会議）

「出席」	教 育 長	加 藤 裕 一
	委 員	田 嶋 幸 三
	委 員	坪 井 節 子
	委 員	小 川 賀 代

「説明のために出席した教育局職員」	教 育 推 進 部 長	八 木 茂
	教 育 総 務 課 長	松 永 直 樹
	学 務 課 長	木 村 健
	教育推進部副参事	岩 田 雅 治
	教 育 指 導 課 長	赤 津 一 也
	児 童 青 少 年 課 長	石 川 浩 司
	教育センター所長	真 下 聡
	真砂中央図書館長	齊 藤 嘉 之

「書記」	教育改革担当主査	小 平 純 子
	庶務係主事	高 橋 翔

令和4年

第2回教育委員会定例会

令和4年2月4日（金）午後2時

場 所 第二委員会室（Web会議）

議事録署名人 坪井節子委員

第1 議案の審議

第9号議案 文京区指定文化財の指定について

第10号議案 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

第11号議案 「外国人保護者のための小学校就学相談会」の後援名義の使用について

第12号議案 令和3年度学校保健・学校給食に関する表彰について

第2 報告事項

(1) 令和4年度文京区教育委員会主要施策について (資料第1号)

(2) 令和3年度文京区教育研究奨励受給者の決定について (資料第2号)

(3) 学校運営協議会設置校の指定について (資料第3号)

第3 その他の事項

《参考資料》事業（行事）実施状況及び各施設の利用状況等

「開 会」

(14:09)

○加藤教育長 それでは、第2回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

前回に引き続き、Web会形式をとっております。ご発言の際には手を挙げていただき、その方にご発言いただきたいと思います。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は、清水委員が欠席、そのほかの委員は出席していただいております。理事者は全員出席しております。

本日の議事録署名人ですが、坪井委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(はい)

第1 議案の審議

第9号議案 文京区指定文化財の指定について

○加藤教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は4件になります。

初めに、第9号議案「文京区指定文化財の指定について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第9号議案、文京区指定文化財の指定につきまして、提案理由をご説明いたします。

本案は、文京区文化財保護条例第4条第3項の規定に基づき、「麟祥院文書」を文京区指定文化財に指定することをお諮りするものでございます。

「麟祥院文書」につきましては、令和3年7月に教育委員会から文京区文化財保護審議会に諮問をし、同審議会において文化財的価値等について、詳細な調査と審議を行い、本年1月12日付で区指定文化財に指定するよう、別紙1のとおり建議を受けたものでございます。

「麟祥院文書」の概要につきまして、ご説明をいたします。1ページをご覧ください。

指定後の名称及び員数は、「麟祥院文書」1,229点でございます。詳細は別紙目録のとおりとなります。

所有者は宗教法人麟祥院で、所在地は文京区湯島四丁目1番8号です。

「麟祥院文書」は、徳川家光の乳母春日局が開基となって、寛永元年（1624年）に湯島に創建された臨済宗妙心寺派の寺院、天澤山麟祥院に伝来した近世及び近代の古文書群です。

指定理由としては、第1に、江戸時代に麟祥院が区内に所在した駒込村などに拝領した寺領 300

石にかかわる古文書を多く含み、本区の地域史料として貴重である点。第2に、幕府及び将軍家や大名との関係を示す古文書及び堂宇営繕にかかわる古文書が残り、幕府の寺社支配や近世寺院の建築史において貴重であること。第3に、明治時代から大正時代までの寺院経営や妙心寺派教団にかかわる古文書が残り、近代仏教史をうかがう上で貴重であることなどが挙げられます。

今回指定の告示日は、令和4年3月1日にいたしたく存じます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 一般的、基礎的な質問ですみません。有形文化財に指定されたこのような貴重な文書に関して、区民はどのようなアクセスができるようになっているのでしょうか。期間を決めて展覧会とか展示会をなさる、そういうことなんでしょうか。

○教育総務課長 今回のものにつきましては、1229点を指定しております。実はまだ1,000点以上指定されていない、こちらで確認中のものがございまして、それにつきましては、来年か再来年までにはこちらの委員会でもう一度審議して指定するという判断をしていただくことになると思います。その後、こちらにつきましては、麟祥院ですので、春日局にかかわる展覧会等があるときは、区民の方が見れる状態にしようと、今、住職と話をしています。

数が多いので、今後、歴史館とかで扱ってもらえるかというのはアカデミー推進課と協議をしていきたいと考えております。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(全員挙手)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第10号議案 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

○加藤教育長 続きまして、第10号議案「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」。この件について説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第10号議案、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

最初に私のほうから概略をご説明し、後ほど教育総務課長から点検及び評価の詳細について、ご

説明申し上げたいと存じます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を取りまとめるものでございます。

1 ページをお開きください。こちらに点検及び評価の概要を記載してございます。令和 3 年度の点検及び評価の対象は、令和 2 年度中の事業となっております。

3 ページから 17 ページまでは、教育指針に位置づけられた 4 つの視点の各項目、文化財行政及び図書館から主要施策を抽出し、それに対応する事業の取組状況、成果・実績等、課題、今後の対応・方向性、学識経験者の意見を踏まえた総合評価をまとめて表形式で記載をしております。

18 ページから 23 ページまでは、学識経験者からいただいたご意見を掲載しております。ご意見を頂戴した学識経験者は、東京女子体育大学教授の出張吉訓氏、東京大学大学院教授の北村友人氏のお二方でございます。

24 ページ以降は、参考資料といたしまして、教育目標と令和 2 年度の主要施策を添付してございます。

なお、この点検及び評価の報告書は、教育委員会決定後、区議会へ提出し、公表する予定でございます。

それでは、各項目の点検及び評価のまとめについて、教育総務課長からご説明いたします。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○教育総務課長 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、説明をさせていただきます。

先ほど部長のほうから説明がありましたように、本報告書は、教育ビジョン及び教育目標に基づき主要施策を策定し、主要施策に位置づけられた 3 つの視点及び文化財行政、図書館行政について、学識経験者の知見を活用しながら、教育委員会で点検・評価を行ったものでございます。

3 ページから 17 ページにわたって個別の点検・評価を記載しております。今年度につきましては 15 の施策について評価をいたしました。

3 ページ目をご覧ください。評価の対象とした令和 2 年度の主要施策、主要施策を推進するための具体的な取組状況及び実績を記載してございます。評価表の中段以降は、各担当所管による一次評価となるところで、課題と今後の方向性、該当事業の令和 2 年度の予算・決算額について記載してございます。

下段の総合評価は、各担当所管において、学識経験者の意見を踏まえ、総括的な自己評価を行っ

ております。

18 ページから 23 ページ目までは、学識経験者からいただいた意見を掲載してございます。

24 ページから 26 ページまでは、教育委員会の教育目標、主要施策を掲載してございます。

説明は以上でございます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○小川委員 実績値の見方を教えていただきたいんですが、「校」と書いてあるのは、これを実施した学校の数ということでいいかどうか。

あと、この内容について、目標値というものがもともとあったかどうかということもあわせて教えてください。

4 ページのほうは、実績値のところは2つ数値があって、上は 570/1,998、下の段は 96/2 という書き方になっている。こちらについては、これをどのように見たらよいのかということをお知らせして教えていただければと思います。

○教育指導課長 今ご指摘の「校」については、何校が実施をしているかということで記載をしているところがございます。

この場合、ALT の長時間配置をしている学校が 4 校ということで、目標値はこの場合、定めていないものでございます。

○小川委員 やっぱり評価をしていくときに、ある程度の基準というか目標みたいなものはあったほうがいいのではないかと考えるんですが、今後そういう目標値みたいなものを載せる予定があるのか、教えていただけますか。

○教育指導課長 ALT の場合は、今言ったように、長時間配置については、予算との関係もありますが、できる限りふやしていきたいということもあるのですが、一定の制限の中でやっているの、なかなか目標値として書きにくい。ただ一方で、施策として実施校をふやしていけるものについては、目標値を示していくことは必要かと思っておりますので、今後ご意見を参考にさせていただきたいと存じます。

○小川委員 いろいろ人の手配が難しいということはもちろんあるかと思いますが、ある程度目標値があるから予算が決まって、それで実績があるのかなと思っておりますので、引き続きそういった観点で見ただけでいいかなと思いました。

○加藤教育長 この 4 校というのは、例えば 20 校予算要求をして、それが 20 校実現して、そのうちの 4 校ということではなくて、できれば多くの学校ということですが、その中で予算自体が 4 校

ついていて、その4校がしっかり実施されたという形になります。書きぶりが難しいところはありませんけれども、そういったような数字になります。

4ページのところは教育センターのほうでお願いします。

○**教育センター所長** 数値の見方でございます。2つ書いてある上段の左の570というのがさまざま科学教室を行った総参加者数になります。単位は人でございます。スラッシュ右側の1,998のほうは、それに応募されてきた方の数。1,998人のうちの570の方が参加に至りましたという形での表記になっております。

下のほうの96というのは、理科授業や科学クラブ活動に専門指導員が訪問して、指導し実施してきたときに参加した子どもたちの数です。スラッシュ右側の2というのは2校で実施したということで表記をさせていただいたところでございます。

○**小川委員** 参加数が570で、応募してきた人が1,998人。枠ではなくて応募した人ですね。

○**加藤教育長** 応募した人のうち抽選で570人しか実際は参加できなかった。参加枠よりも多くの人が応募されたということですね。

○**小川委員** 応募はたくさんあるんだけど、枠が少なくて570人しか参加できなかったと読めばいいと。

○**教育センター所長** 昨年度におきましては、コロナ禍の中での開催となりましたので、人数のほうを大幅に絞らせていただきました。密な環境とならない中で、この科学教室を実施したところがございます。確かに多くの方に応募をいただいたところがございますが、限られた人数の中で実施をさせていただいたところがございます。

○**坪井委員** これは教育委員会として非常に大事な評価だと思っております。この種のことをここであまり伺ってもと思いつつ、ちょっと気になった何点かをお聞きしたいと思えます。

英語教育に関してです。一番最初に、ALTの配置について評価が出ています。これはネイティブの教員を配置するということと理解してよろしいのでしょうか。そうした配置について各校で行っていらっしゃるということですが、その中身の問題。

同じように英語教育のことにに関して、後のほうに出てくる魅力ある学校づくり事業というのですか、そこに放課後の課外講座の英会話スクール、文林のことではないかと思えますが、前からやっていた。その実績値が76%、満足度が非常に高く出ている。ALTの長時間型配置というのと、課外英語会話スクールというものを、文林でやっていて、英語教育もし成果が上がっているのであれば、ほかの小学校や中学校でもこうしたものを取り入れるという方向はあるのでしょうか。

ここはたしか専門の業者を入れて会話教室をやっていたように思うんですが、いかがでしょうか。

○教育総務課長 14 ページ目の「魅力ある」ということで、文林中学校で行っている英会話教室ですが、文林中学校は小規模校ということで、魅力ある学校をつくっていく中で行われているものです。確かに、坪井先生言われるように、かなり実績が上がってきてございます。今はコロナで修学旅行に行けませんけれども、修学旅行先で外国人の方に英語で話しかけたりするというのもやってみたり、英語を使つての報告会とかさまざまなことをやっているのも事実です。

ただ、ほかの学校にということになると、予算的なものもかなりございますし、文林中学校を魅力ある学校にするために行っているものをほかの学校も一律にやってしまうと、またさらに文林で何かやるのかというところも正直なところあります。これは比較的そんなに安い金額ではないものですから、全校に広げていくというのは今の段階ではなかなか難しいかなと考えてございます。

○坪井委員 英語教育の必要性というのは、物すごくニーズは大きいし、日本が遅れているということは間違いないことですよ。ですが、ALT 教育の成果がどう出ているのか、子どもたちの英語力がどのくらい上がっているのかというのが読めない。かけているお金と手間と時間と、成果。成果が出ればいいというものではないけれども、できることならお金をかけてでも、英語教育で文林で成果が上がっているのであれば、子どもたちにそういうことを考えていくというのは将来的にやっぱりしなければいけないことではないかなと思うので、どうぞご検討をいただければなと思いました。

○加藤教育長 ALT の成果というところを教育指導課長のほうで簡単に紹介していただけますか。

○教育指導課長 ALT の配置について、ここでは長時間での配置は4校になってはいますが、実際は小・中学校全ての学校において ALT を配置してございます。

今、坪井先生がおっしゃっているように、英語の教員だけでなく、この ALT がいることによって会話がスムーズに行われているという実態も当然ありますし、長時間のところでは、休み時間とか給食とか放課後に至って、授業以外のところでも実際に触れ合うことができ、日常的な会話ができるという点でもメリットがあると思っています。

また、長時間の場合、放課後に教員と授業の確認もできますから、そういった点では、よりよい授業を一緒に行っていくということもできる。そういった点でのメリットを感じているところでございます。

ただ、一方で、坪井先生がおっしゃったように、英語力が ALT または先ほどの文林の実践も含めて本当にそれだけで成果があるかというのはなかなか評価しにくい。切り離して物事を評価できに

くいところで言うと、先生方の指導力ということもあるでしょうし、子どもたちのもともと持っているスキルもあるので、それをどう評価していくかというのはなかなか難しいと思いますが、そういった視点を持ってよりよい施策につなげてまいりたいと存じます。

○坪井委員 13 ページで、教育センターのほうで、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの活動について出されています。この件数などについては、別の場所でも見せていただいていると思います。実際、現場でどのようなところで、スクールカウンセラーからスクールソーシャルワーカーにバトンタッチされているのか。どういうときに発動されて、スクールソーシャルワーカーが派遣されているのかというあたりの実態ですね。

そして、もともとはカウンセラーとソーシャルワーカーの働きの違いから来るんだと思いますが、それをどのように活用されて、また成果が出ているのか。特に不登校問題だろうと思いますが、教えていただければと思います。

○教育センター所長 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活動の実態というところでは、スクールソーシャルワーカーは、今年度で言えば7名が7校に、学校に1日配置する形をとっております。また、配置されていない学校においては派遣という形で、学校から依頼があればスクールソーシャルワーカーの活動を実施するという形をとっております。

実際、SCとSSWの関係は、どちらが先に子どもたちと接するかということもありますが、スクールカウンセラーが先に子どもたちの相談に乗る中で、福祉的な要素で支援が必要かなといったところがあれば、スクールソーシャルワーカーのほうに相談を持ちかけるといったところもございます。また、スクールソーシャルワーカーが配置されている学校においては、校内委員会に参加する機会もございますので、いろんな報告を受ける中で福祉的な要素も必要かなといったところがあれば、活動の一部として、その子に対しての支援に入っていくといったさまざまなパターンがあるかと思っております。

スクールソーシャルワーカーは年々人数もふやし、配置校もふやしてきている中で、福祉的な視点での支援が必要かなと思う方がふえてきて、配置を望まれている学校が非常にふえてきております。ただ、一概にふやしていくということではなく、地域とか福祉の支援といったところでスクールソーシャルワーカー自身も学びながら支援をしていくことも必要かなと思いますので、計画的な増員という形で、OJTも行いながら計画的な増員を今後も図っていきたいと考えております。

不登校については、年々増加している傾向がございます。学校の教員はもちろん、スクールカウンセラーがそういった相談に応じるということは、多くの機会であるかなと思っております。先ほ

どと同じようなところもございますが、そういった子どもたちの支援に入る中で、福祉的な要素、ご家庭にさまざまな課題があれば、スクールカウンセラーと情報共有する中で、学校と一丸となってそういった支援に対応しているところも多くございます。

○坪井委員 恐らくスクールソーシャルワーカーのニーズはこれからますますふえていくんだろうと思いますので、今のように OJT も使いながら順次増加させていращやるということで、ぜひそれをこれからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう1点だけ。11 ページ、「教職員向け庶務システム」のところでは、教職員の労働環境を改善しなければいけないというのは喫緊の課題だと思ひてきました。このシステムを導入して、ここを見たらあまりうまくいってないようには見えます。まだ蓄積がない。導入がうまくいけば教職員の労働環境改善につながるようなシステムと考へてよろしいでしょうか。そのあたりについて、お願ひいたします。

○教育指導課長 蓄積されてないということですが、このシステムを導入したことによって、教職員の勤務時間は確実に把握されてきております。そのことによつて、一定程度の時間を勤務している職員に対しては各学校の管理職が面談を行つて、どうしてそういう勤務状況になっているのかということを確認しながら、校内の体制を整えてその改善に努めているという点では、一定の成果が上がつてきていると認識をしてございます。

○坪井委員 教職員の志望者が激減しているという報道がされている中で、労働環境や労働条件の改善というのは本当に大切なことだと思ひています。どうか目に見える形で、文京区の教職員の労働条件が改善できる方向へのシステム運用をお願ひしたいと思ひます。

もう1点。図書館のことです。電子書籍の導入が始まりましたね。これには冊数は出ているんですけども、これを利用された区民の方はどのくらいになっているのでしょうか。どのくらい利用があつて、電子書籍導入の成果が上がつたか。

○真砂中央図書館長 電子書籍につきましては、令和3年1月からスタートしまして、ちょうど1年が経過したところでございます。1年間のトータルでいいますと、電子書籍の利用実績は2万7,000 ぐらいになっています。毎月の平均で言うと、大体 2,200 件ほどで推移をしている状況です。大体 30 代から 50 代ぐらいの方が利用されているという傾向もございまして、一定数、利用が定着してきているところですので、今後コンテンツ数のほうは順次ふやしていきたいなと考へているところでございます。

○坪井委員 恐らくコロナ禍の需要もあるでしょうし、活字離れがあるとはいえ、魅力ある書籍が

電子になって、きっと貸し出しがふえるんじゃないかと思しますので、それもまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(全員挙手)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第 11 号議案 「外国人保護者のための小学校就学相談会」の後援名義の使用について

○加藤教育長 続きまして、第 11 号議案「外国人保護者のための小学校就学相談会」の後援名義の使用について。この件について説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第 11 号議案、「外国人保護者のための小学校就学相談会」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、文京多言語サポートネットワーク。

代表者は、中原順子でございます。

事業名は、「外国人保護者のための小学校就学相談会」。

令和 4 年 3 月 27 日に実施するものでございます。

本事業は、文京区で子どもを就学させる予定の外国人保護者に対して、無料で気軽に相談できる場を提供することを目的とするものでございます。

対象は、子どもを就学させる予定の外国人保護者。

参加費は、無料です。

このほか資料といたしまして、事業概要書、予算書、役員名簿、定款がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○田嶋委員 これを見させていただいて、この団体は非常にいいことをやっていたらいいなというのとはよくわかるんですが、文京区として、日本語を話せない方、多言語の方々に対してのサービスというのは、逆に、ないということなんではないでしょうか。

○学務課長 まず、外国人の方も窓口当然いらっしゃいますので、そこについては外国語の対応もできるようなソフトもありますので、そういったもので対応もしております。外国人向けの、例えば英語表記のものであるとか、そういったものも用意しておりますので、窓口の対応も当然されている中に、プラスこういったことをやっていたいただいているものだと思っております。

○田嶋委員 実際には近くの小学校に行ったりする方もいらっしゃるんじゃないかなと思いますが、小学校にはそういうサービスというか、そういう機能は全くないと言っていいんですね。

○教育指導課長 英語を実際に話せる先生もいますから、話せる中で、そういったことに応じているというのが実際だと思います。ただ、さまざまな言語に対して対応できるかということ、そこはなかなか難しい現状がございます。

○坪井委員 今の田嶋委員と同じ関心からですが、現在、文京区内で外国籍の子どもの数はどのくらいいるのでしょうか。

○教育総務課長 そちらについては、こちらでは把握はしてないという状況になってございます。

○坪井委員 把握する方法はあるのでしょうか。

○加藤教育長 就学に当たっては、その辺の調査もしていますので、数字的には把握していますが、きょうの時点で所管のほうで細かい数字は持ってないということです。後日、その部分についてはお知らせしたいと思います。

○坪井委員 ぜひお願いしたいと思います。文京区はそれほど数が多くないからこのかなと思いますが、区によっては外国籍の子どもの多いところもあります。国別も含めて、個人情報結構ですので、どのくらいの子どもたちの割合が外国籍であるのか、私たち知っておく必要があると思います。

もう一つ。多国籍の子どもたちの言語に対応する体制が、小学校・中学校の中になくというのは、日本の学校はどこでもそういうところがある。日本の文化のせいだと思いますが、子どもの権利条約の中でいいますと、学習権保障のために、外国人の子どもが小学校・中学校に入ってきたら、その子が使える言語の通訳をつけるというのは理想になっているわけです。カナダの小学校なんかは、どこの子が来ても、必ずその言葉がしゃべれる通訳を学校に配置するというふうになっていると聞いています。日本では、外国籍の子どもに対する対応が物すごく遅れている。大変なことだとわかっているんだけど、英語だけではないんですね。私たちの子どもシェルターには本当にたくさんの子が入ってきている。ブラジルだとポルトガル語とかスペイン語だったり、中国語しかしゃべれないとか、あるいは東欧の子どもだったり、そういうところで、家庭で虐待が起きて子どもたち

が逃げてくるわけです。私たちの現場は、そういう子どもたちの実情を把握するのに大変なんです。

学校の中ではもっと多いだろうと思っています。そうした子どもたちの学習権保障のための施策というものをもう少し教育委員会としても関心を持って対応していくべき時代に入っていると思いますので、どこかの課題にさせていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○加藤教育長 保護者ではなくて、児童・生徒のことだと思います。学校では、日本語指導員という形でやっている部分もありますので、そこは指導課長のほうから説明させていただきます。

○教育指導課長 今、教育長からもお話がありましたけれども、実際には外国の言語で支援の必要なお子さんはいます。教育指導課所管としては、各学校に対して日本語指導という形で人を配置して支援に当たっている実態がございます。この場合は、英語に限らず中国語とか、指導に当たる方がマッチングできれば、そういった形をとっていますが、今、坪井委員ご指摘のように、全ての言語に十分対応できているかという点、まだそこまで至ってないところもありますので、引き続きそういった方の人材確保も含めて努力してまいりたいと存じます。

○坪井委員 さらに申し上げますと、どうしても日本語教育になっちゃうんですね。外国人が日本に来たんだから日本語を覚えて勉強するのが当たり前だというのが私たちの感覚だったんですが、国際的な子どもの権利条約の感覚だと、自分たちの母語というものを大切にする、その中で子どもたちを育てていくという発想。もちろん共通言語としては日本語なんだけれども、その子たちの母語で教育を受けられる権利ということまでいっている。

そんなこと言ったら無理でしょうと初めは思うわけですが、子どもたちの文化的なアイデンティティ、自分はどこの国の者なんだというアイデンティティを大切にして日本でその子を育てていく。そこまで要求されているということがあるので、これは私たちの意識改革の問題だとは思いますが、日本語教育だけでなく、その子自身の言葉がちゃんと使えて、その言葉で教育を受けられるような環境ができる、文京区だけでできることじゃないというのは十分わかった上で、それが目指されているということは共通の認識にしておく必要はあるんじゃないかなと思います。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(全員挙手)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第 12 号議案 令和 3 年度学校保健・学校給食に関する表彰について

○加藤教育長 続きまして、第 12 号議案「令和 3 年度学校保健・学校給食に関する表彰について」。
この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第 12 号議案、令和 3 年度学校保健・学校給食に関する表彰につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページ目をご覧ください。

1 の健康努力児童・生徒表彰候補者ですが、小学 6 年生、中学 3 年生を対象として、小学校 53 人、中学校 25 人の計 78 人でございます。

書面による表彰審査会を開催し、候補者として選定いたしました。

別紙 1 に学校名と候補者氏名を記載しております。

次に、2 の学校保健優良校表彰でございます。表彰候補校は、小学校 2 校で、指ヶ谷小学校、青柳小学校です。中学校は 1 校で、第一中学校でございます。

同じく書面による表彰審査会を開催し、候補校として選定いたしました。

2 ページ目をご覧ください。3 の学校給食優良校表彰です。表彰候補校は、本郷小学校です。

これも同じく書面による表彰審査会を開催し、候補校として選定いたしました。

別紙 2 から別紙 4 までは、それぞれの表彰要領等を添付しております。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染症対策により、2 月 24 日に開催を予定しておりました令和 3 年度文京区学校保健・給食大会が中止となりましたので、被表彰者等には学校を通して賞状を授与いたします。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○田嶋委員 褒めたり、表彰って、僕はもっとたくさんしてもいいなと思っています。学校の表彰のところは、今までの歴史でいくといろいろあるんですが、児童・生徒の表彰はどんな基準でやるのか。自分のときには健康優良児とかあったけれども、そういうイメージが湧かないし、別紙 2 に書いてあるのを見ても、どうなんだろうと思うので、その辺があつたら教えていただけますか。

○学務課長 基本的にはこの表彰要領に基づいて、各学校のほうで選定をしているという状況でございます。細かいものを用意してというわけではないんですね。昔は細かいものがあつたんですけども、今、広く学校が推薦した者を表彰していこうという形にしております。昔であると、歯の健康のバッジを虫歯がない子だけにあげておりましたけれども、今は全員にあげたりということも

しております。特段すばらしいというよりは、広くとってという形にしているところでございます。

○田嶋委員 わかったようなわからないようなことですが、人数も、学級数ということは3クラスだったら3人ということですよ。学校が3学年として3クラスだったら9人を推薦できるとか、そういうことでよろしいんですよ。

○学務課長 はい、そうでございます。

○田嶋委員 何とも言いようがなくて……。

○加藤教育長 多分、各学校で、例えば休みが何日だとか、こういう基準を設けるといよりは、健康に対して前向きに努力している子というのは、学校の中で日々見ていてわかるので、各学校、児童・生徒数に応じて枠はありますが、その中で学校の判断でやっていただいているということです。細かい基準はないですけども、学校のほうでしっかり確認の上、推薦されてきているというふうに認識しています。

○坪井委員 私も田嶋委員と同じようなことを感じていました。この表彰をされることによってどのようなことが子どもたちの中で起きるのでしょうか。自分も健康に努力をしようという目標になるのか。子どものときにはわからなかったんですけども、健康的であったり、きちっと食事が満遍なくできていたり、歯がきれいだったりする子は、その子の努力というよりは、家庭環境に物すごく大きく影響をされているわけで、その子自身が努力したから健康になれるということもないし、持って生まれた体力とか素質というのものもあるわけですよ。健康を努力という形で子どもを表彰するというのはどんな意味があるんだろうというのが疑問です。どうでしょうか。

○学務課長 基本的には長らく昔からやってきたというところもございまして、その伝統を生かしつつというところはあるのかなと思っております。

ただ、今、坪井委員がおっしゃったように、今後こういうことも含めて大きな方向転換する必要があるのであれば、今後我々としても考えていかなきゃいけないかなと思っておりますが、今これをすることによって、例えば6年生であれば6年間頑張った結果、中学生であれば3年間頑張った結果というものを各学校で判断して表彰しているというところは今も大事にしていかなきゃいけないかなと思っております。家庭の環境の結果ということも当然あるかもしれませんが、その点も踏まえて今後大幅に変更することもあるかもしれませんので、そこも検討していきたいなと思っております。

○教育指導課長 学校教育の中では、学力のことがどうしても表彰されるとか、結果も見えやすい。もちろん家庭の要因ということもありますが、学校教育の中では、こういった部分についても精力

的に取り組んでいる、目立たないけれども努力している子どもたちを何らかの形で表彰していくことで、それがまた励みにもなり、相乗効果で体力、健康の増進につながっていくという中で、一定の効果はあると指導課長としては認識してございます。

○加藤教育長 私の方からも。この表彰要領の中の表彰候補の推薦というところに推薦基準があります。健康かどうかではなくて、健康について積極的な努力をしている。たとえ虫歯があったとしても、歯を磨くとか、そういう努力をしているという姿を表彰しているので、健康かどうかの結果ではないというのがまず前提としてあります。

田嶋委員から最初に、褒めるということは大事だという話がありました。努力を認めるということが自己肯定感につながるところもありますので、一面的な判断をするのはよくないですけれども、その子の努力といったところを認める仕組みが何らかあるというのは非常に重要なことかなと思っています。

家庭の問題は、またしっかり対応しなければいけない問題になりますし、一方、自己肯定感を高めるという意味では表彰という形の学習以外のトータルでその子の姿を認めるという仕組みはあってもいいのかなと思っています。

○田嶋委員 この表彰の意味はいろいろあると思うので、それを否定するものではありません。今、加藤教育長がおっしゃったのに賛成です。だとするならば、1クラス1人じゃなくてもいいんじゃないかとか、そういうことはちょっと思っていますが、すぐどうこうではなく、今後検討していくということには賛成です

○加藤教育長 考え方の趣旨に沿うように、仕組みについても考えていきたいと思っています。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(全員挙手)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第2 報告事項

(1) 令和4年度文京区教育委員会主要施策について

○加藤教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。本日は3件になります。

報告事項(1)「令和4年度文京区教育委員会主要施策について」。この件について説明をお願い

いたします。

○教育総務課長 令和4年度文京区教育委員会主要施策について、説明いたします。資料第1号をご覧ください。

先ほどもありましたが、主要施策は教育目標に基づき、教育施策を推進するため、教育委員会及び学校・幼稚園が推進すべき施策を定めた単年度計画でございます。

4年度の主要施策については、令和元年度に策定しました教育指針にのっとり、また指針に記載のない文化財及び図書館についても施策を定めるものでございます。

また、主要施策については、点検・評価を4年度のものについては5年度に行い、実効性を高めていき、PDCAサイクルを回していくものでございます。

具体的な主要施策の内容でございます。

まず、1「学校教育等」の視点1「持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成」の①「新しい未来に向けた教育活動の推進」です。こちらは、児童・生徒に一人一台ずつ配備されたタブレット端末等を活用し、Society5.0を見据えた新しい授業スタイルを創造するというものでございます。

視点2「学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成」の①「確かな学力の定着」です。教育センターの専門指導員による科学教室や大学との連携による「子ども科学カレッジ」等を開催するほか、出前授業を実施することで、子どもたちがより専門的な学びを体験し、科学のおもしろさに触れる機会の充実を図るというものでございます。

2ページ目をご覧ください。視点3「地域ぐるみで子どもの教育に取り組むための連携・協働」の①「家庭・地域と連携した学校・園づくり」です。地域学校協働本部を活用し、多くの地域住民の参画が可能な連携・協働を進め、教育活動の充実や教員の負担軽減に努めていくというものでございます。

次に、視点4「子どもの学びを保障する教育環境」の③「子どもたちの課題に対する専門的アプローチ」です。スクールソーシャルワーカーの配置校をふやし、教員やスクールカウンセラー等専門職と連携を強化し、不登校の予防及び早期対応を図るというものでございます。

2「文化財行政」につきましては、区内の文化財所有者の協力を得て、公開件数の増加を図り、遺跡見学会等を通じて、区民に還元し、地域の歴史や文化財に対する愛着を育てていくというものです。

最後に、「図書館」につきましては、図書館改修等に伴う機能向上検討委員会報告書において、小

石川図書館の改築について、竹早公園との一体整備の方向性が示され、都市計画公園としての有益性、利用者の動向、区財政の状況等を踏まえながら、基本計画を策定するというものでございます。

説明は以上となります。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 確認ですが、今ご説明があったのは令和4年度で、昨年からの主要施策と変わったところがあれば、そこを指摘いただきたいんですが。

○教育総務課長 ことしと変わったところ、3年度と変わったところということでよろしいんですか。

○坪井委員 昨年度、令和3年度の主要施策と変わったところですか。

○教育総務課長 今、3年度のものを私も持っていませんので、細かいことは言えませんが、例えば視点1の「持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成」というところでは、基本的には、3年度と4年度を比較して大きく変わったところは実はございません。重点的に教育委員会がやっていかないといけないというところについては、細かなところでは変わったところはありますが、大きく変化があったというものはありません。指針にのっとって行っているものですから、基本的にはそこにひもづいた事業を行っていくところで大きく変わったところはございません。

坪井先生の質問で、例えば、昨年度と考え方を大きく変えたものにつきましては、例えば視点2の「確かな学力の定着」ということで、今回は教育センターの専門指導員のことを掲げています。前年度ではいわゆるALTのこと等をうたっていて、今年度は、教育委員会で重点的に行っていきたいという部分については、教育センターの専門指導員による科学教室等を行っていきたいということで変化を加えてございます。

○加藤教育長 事前にお配りしている教育概要の中にも毎年の主要施策がありますので、またご覧になって何かあれば、ご意見いただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。

この件についてはよろしいでしょうか。

(2) 令和3年度文京区教育研究奨励受給者の決定について

○加藤教育長 続きまして、報告事項(2)「令和3年度文京区教育研究奨励受給者の決定について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育指導課長 資料第2号に基づきまして、令和3年度文京区教育研究奨励受給者の決定について、

ご説明を申し上げます。

文京区教育研究奨励事業実施要綱に基づき、区立幼稚園・小学校・中学校の教員で優秀な研究成果を上げた者に対して、個人奨励として丹羽教育研究奨励賞を、グループ奨励として石黒教育研究奨励賞を授与するものでございます。

本日は、概要をご紹介させていただきます。

まず、丹羽教育研究奨励費でございますが、文京区立第八中学校大久保希主任教諭に授与いたします。研究主題は、「タブレット端末と学習支援ソフト (Teams) を活用した授業改善」となります。本研究では、本区の Society5.0 の教室プロジェクトにより、タブレット端末や学習支援ソフト等の ICT を活用した授業実践に取り組む中で、授業、授業時間以外、教員の情報活用能力の向上に3つの視点による教員の授業改善や生徒の情報活用能力の育成について取り組んでまいりました。本研究では、区内教職員の一人一台タブレット端末の効果的な活用と授業改善に向けて参考にすることができる内容となっております。

続いて、石黒教育研究奨励費でございますが、文京区立指ヶ谷小学校石神みさ都校長・他8名のグループでございます。研究主題は「レッツ ICT! ~1人1台端末の効果的な活用促進に向けた全教員の取組を通して~」です。本研究では、GIGA スクール構想により配備された一人一台のタブレット端末の効果的な活用実践に取り組む中で、一人一人の児童の資質・能力を育成する学習課程のモデルや教員の指導方法をまとめたガイドラインの作成、全教員参加型の校内体制のあり方について研究したものでございます。本研究は、区内教職員の情報活用能力の向上や校内体制で取り組む組織的な対応について期待されるものでございます。

ご説明は以上でございます。

○加藤教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(3) 学校運営協議会設置校の指定について

○加藤教育長 続きまして、報告事項(3)「学校運営協議会設置校の指定について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育指導課長 資料第3号に基づきまして、学校運営協議会設置校の指定について、ご報告を申し上げます。

本件は、文京区学校運営協議会規則及び文京区学校運営協議会の運営等に関する要綱に基づき、

来年度から新たに1校の指定を決定いたしましたので、ご報告をいたすものでございます。

学校運営協議会とは、保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられ、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べたりするといった取り組みが行われる学校のことです。

学校運営協議会の主な役割といたしまして、校長の作成する学校運営の基本方針を承認する。学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べる。教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べる。この3つがでございます。これらの活動を通じて、保護者・地域の意見を学校運営に反映させ、学校・家庭・地域が一体となった開かれた学校づくりを進めていくものでございます。

今回、大塚小学校の1校から申請がございました。申請のあった1校は、文京区教育委員会としても、学校・家庭・地域が一体となった開かれた学校づくりをさらに進めていただきたい方針でございます。

そのため、現在指定をしております礫川小学校、金富小学校、誠之小学校、湯島小学校、駒本小学校、本郷小学校、第三中学校、第六中学校、第九中学校、音羽中学校の10校に加え、申請のあった大塚小学校も指定することとしたものでございます。

ご報告は以上でございます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○小川委員 以前、文科省の教育委員が集まった講習会のときにも、この学校運営協議会についての議論がありました。今回、文京区は11校目になるということですが、地方では設置するのにすごく大変だったり、設置してもどのように運営していったいいかわからないということがあったり、かなり課題が多いような報告がありました。文京区の中では既に10校もあって、11校目ということですが、現状どのような形でうまく回っているのか、どんな状況なのか教えてください。

○教育指導課長 実際、設置が難しいところがあるというお話でしたけれども、区内においては今、小川委員ご指摘のとおり、11校目ということで設置に至っているわけですが、地域の方、保護者の方のお声を聞いて学校が経営されるということは、設置をしているかいないかにかかわらず行っているところでございます。設置して、先ほどの3つの機能を果たすことによって、学校をさらに活性化させていきたい、地域一体となって行っていきたいという願いが強く出されたところを校長として受けとめ、一定の素地ができていの中でこの申請がされている。そもそも運営を行っていく基礎が十分培われて、この申請になっているので、それほど大きな課題があって、運営することが何か難しいという報告は、学校現場からは聞いてないところでございます。

○加藤教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、用意した案件は以上になります。

第3 その他事項

○加藤教育長 そのほか何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第2回の教育委員会定例会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

(15 : 16)

令和4年2月4日

議事録署名人

教育長

委員